プロポーザル方式における特定結果書

1　業務名	高松港朝日地区岸壁（−7.5m）可動橋基本設計等業務
2　所属事務所	高松港湾・空港整備事務所
3　方式（〇〇型プロポーザル方式）	簡易公募型プロポーザル方式
4　技術提案書の提出要請日または選定通知日	令和8年7月17日
5　公示日	令和8年6月24日
6　特定通知日	令和8年8月31日

技術提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
（株）日本港湾コンサルタント	〇	

プロポーザル評価表

1. 件名　　高松港朝日地区岸壁（−7.5m）可動橋基本設計等業務

2. 所属事務所　　高松港湾・空港整備事務所

3. 技術提案書の特定通知日　　令和8年8月31日

業者名		技術評価点の内訳				技術評価点合計	備考
		配置予定技術者の経験及び能力	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	特定テーマ			
				特定テーマ1	特定テーマ2		
	評価のウェイト	50	1.1	170		221.1	
（株）日本港湾コンサルタント		37	1.1	122		160.1	特定

公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書

1　業務名	高松港朝日地区岸壁（−7.5m）可動橋基本設計等業務
2　所属事務所	高松港湾・空港整備事務所
3　方式（〇〇型プロポーザル方式）	簡易公募型プロポーザル方式
4　公示日	令和8年6月24日
5　選定通知日	令和8年7月17日

参加表明書提出者	選定の有無	選定されなかった理由
（株）日本港湾コンサルタント	〇	

【令和8年度　公募型・簡易公募型競争入札方式、公募型・簡易公募型プロポーザル方式、公募型・簡易公募型総合評価落札方式業者選定資料】

予算区分	港湾

件名	高松港朝日地区岸壁（-7.5m）可動橋基本設計等業務			
業務概要・数量	本業務は、高松港朝日地区岸壁（-7.5m）船尾部に設置する可動橋の基本設計及び実施設計を行うものである。			
	・設計計画	1式	・図面作成	1式
	・資料収集・整理	1式	・3次元モデルの作成・更新	1式
	・設計条件	1式	・協議・報告	1式
	・基本設計	1式	・照査	1式
	・実施設計	1式	・成果物	1式
	・概要資料取りまとめ	1式		

業務区分	業務の等級	発注形態
建設コンサルタント等	A	単体 設計共同体
技術提案書のヒアリング実施日	見積予定日	履行期間
令和8年8月18日～20日	令和8年9月11日	令和9年5月28日

ランク：建設コンサルタント等　A等級

契約形態：簡易公募型プロポーザル方式

企業の同種業務実績：港湾における可動橋の設計を実施した業務

企業の類似業務実績：港湾における荷役機械の設計または港湾における旅客乗降施設（浮桟橋を除く）の設計を実施した業務

特定（評価）テーマ：高松港朝日地区における可動橋の耐震性能を保持するための検討を行う際の課題、着眼点及び解決方法について

技術者の資格：・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
・博士（業務に該当する分野）
・海洋・港湾構造物設計士
・RCCM（港湾及び空港部門）又は同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）。
但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。
・APECエンジニア（業務に該当する分野）
・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者

技術者の同種業務実績：企業と同じ
技術者の類似業務実績：企業と同じ

絞り込み者数：　－

No.	業者名	①予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当していない者	②令和７・８年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の全省庁統一資格を有しない者	③四国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和５９年３月３１日付け港管第９２７号）に基づく指名停止を受けている期間中である者	④会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者へ一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く。）	⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者	⑥参加申請しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合	⑦業務成績	⑧当該部門の建設コンサルタント登録 地質調査業者登録		⑨企業の業務の実績［全国対象］［平成28年度以降］		⑩災害協定を締結した団体への所属の有無		⑪ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	⑫企業の業務成績［地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係に限る）］［過去2年度間］			⑬企業の業務表彰［四国地方整備局対象］［令和6年度以降］			⑭技術者の資格				⑮技術者の同種・類似業務の実績［全国対象］［平成28年度以降］			⑯技術者の業務成績［管理技術者（担当技術者として従事した成績評定点しかない場合は、担当技術者）として従事した地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係に限る）］［過去4年度間］			⑰技術者の業務表彰［四国地方整備局等対象］［令和4年度以降］又は［令和7年度以降］			⑱業務の妥当性	総合評価			非選定の理由												
									登録なし	ＪＶ申請の場合		ＪＶ申請の場合		団体に所属していない	ＪＶ申請の場合	認定を受けていない	ＪＶ申請の場合			ＪＶ申請の場合			資格なし	ＡＰＥＣエンジニア（業務に該当する分野） 土木学会特別上級土木技術者	ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）。但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者。	技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） 博士（業務に該当する分野） 海洋・港湾構造物設計士	右記＊１）＊２）に加え当該業務に特化した資格を有している	左記以外	ＪＶ申請の場合	業務の実績なし、又は、当該業務成績が６０点未満である場合	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験なし	平均８０点以上又は直近の２年度間連続して平均８０点以上	平均６５点以上８０点未満（１点ごとに評価点を設定）	平均６０点未満	四国地方整備局長表彰又はインフラＤＸ大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた者	四国地方整備局管内の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又はインフラＤＸ大賞（四国地方整備局長賞）を受けた者	四国支部表彰のうち、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、又は、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞を受けた者	左記以外	四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者	四国地方整備局管内の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又は四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者	四国地方整備局、四国地方整備局管内の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又は四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者	四国地方整備局、四国地方整備局管内の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又は四国地方整備局（港湾空港関係）との災害協定に基づく活動実績に対する部長等（部長、事務所長）からの表彰又は感謝状を受けた者	左記以外	主たる部分を再委託している、または、業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	得点合計	順位	選定の有無			
		選定しない	選定しない	選定しない	選定しない	選定しない	選定しない	選定しない	5	0	5～0	9.5	4.5	選定しない	9.5～4.5	1	0	1～0	0.5	0	30	28 ～ 10	0	選定しない	30～0	5	3	2	0	5～0	5	4	3	2	選定しない	10	5	選定しない	30	28 ～ 10	0	選定しない	5	3	2	0	選定しない				
1	A社	－	－	－	－	－	－	－	5			9.5				1			0.5			28						0		4				10				28						0	－	86.0	1	○			